



報道発表資料

山形労働局 発表
令和元年9月30日(月)

報道関係者各位

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 菊地 佑子 賃金指導官 土井 隆
当	電話 023-624-8224 FAX 023-624-8345

山形県最低賃金は時間額790円に —10月1日から効力が発生—

山形労働局長（局長：^{かさいなおと}河西直人）は、山形県最低賃金について、山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみあきら}山上朗 弁護士）の答申（本年8月5日）を受け、現行の時間額763円を27円引き上げ790円（引上げ率3.54%）とする改正決定をしていましたが、来月10月1日からその効力が発生します。

これにより、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に、改正後の山形県最低賃金、時間額790円が適用され、この額を下回る賃金の支払いは最低賃金法に違反することになります。

なお、地域別最低賃金を上回る額で設定される特定（産業別）最低賃金[※]は、現在調査審議中です。

【※】特定（産業別）最低賃金 ①「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：現行821円」、②「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業：現行837円」、③「自動車・同附属品製造業：現行836円」、④「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）：現行840円」の4つの産業。